

教第75号議案

神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則について
神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和3年3月24日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理 由

神戸市奨学金の募集及び支給を停止するにあたり、支給の手続き等を定めた神戸市奨学金条例施行規則を廃止する必要があるため。

神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則

神戸市奨学金条例施行規則（昭和34年4月教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規定により交付された奨学金の取扱いについては、なお従前の例による。

神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則（案）の概要

1. 趣旨・内容

神戸市では、経済的理由により修学困難な高校生等を対象に奨学金を支給する「神戸市奨学金」制度を設けています。平成26年度に国の「高校生等奨学給付金」制度が創設されて以降、同制度が年々拡充されており、対象者が重なる神戸市奨学金について、支給額の見直しを行ってきました。

この度、令和3年度予算において、国の「高校生等奨学給付金」の支給額が大幅に増額されることから、令和3年度の神戸市奨学金の募集及び支給を停止します。それに伴い支給の手続き等を定めた神戸市奨学金条例施行規則を廃止するにあたり、意見を募集します。

2. 施行予定日等

施行予定日：令和3年4月1日

経過措置：この規則の施行までに実施された奨学金の取扱いについては、従来のとおりです。

3. 参考

非課税世帯への修学支援に関する制度の変遷（公立）

（年額・単位：円）

	H25	H26・27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3 (予定)
神戸市奨学金	84,000	48,000	30,000	14,400	9,600	8,400	7,200	0
国・高校生等 奨学給付金	—	37,400	59,500	75,800	80,800	82,700	84,000	110,100
合 計	84,000	85,400	89,500	90,200	90,400	91,100	91,200	110,100

「神戸市奨学金条例施行規則を廃止する規則」に対する意見の概要及び意見
に対する神戸市の考え方

提出意見数 3通（個人3名）

市民の方の意見の概要	神戸市の考え方
<p>国の制度が充実して今回廃止となりましたが、今後何らかの理由で国の制度が縮小・消失した場合、神戸市として独自の制度を再構築できるか。一旦廃止とした制度を戻すことは困難ではないか。</p>	<p>高校生の修学のための支援については、今後も国・県の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきたいと考えています。</p>
<p>意見公募の〆切から施行までの日程があまりにも短すぎるのではないかと感じる。また、意見公募はなされているが、すでに結論がでていような形での意見がどのように反映されるのかも疑問がある。意見集約を受けて、HPでの丁寧な情報提供をお願いしたい。</p>	<p>いただいた全ての意見と、意見に対する神戸市の考え方をホームページにてお知らせします。</p> <p>なお、手続きの日程について、このたびの規則廃止は国の制度変更に伴うものであるためご理解願います。</p>
<p>この度の廃止により神戸市近隣自治体の奨学金と比較した際に、神戸の条件が低くなっていないか確認するため近隣自治体の情報提供をしてほしい。</p>	<p>県内の自治体の制度については、県教育委員会の「高校生等に対する修学支援制度ガイドブック」をご参照ください（下記参照）。</p>

【参考】兵庫県教育委員会事務局のホームページ

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/shien.html>